

説明資料 4

独立行政法人農業者年金基金平成29年度計画

独立行政法人農業者年金基金の第3期中期目標・中期計画・平成29年度計画

中期目標	中期計画	平成29年度計画
<p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のせいり弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国の農業が今後とも健全に発展していくためには、農業の構造改革を進めていくことが必要である。特に、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のせいり弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保が不可欠であり、若い農業者等の確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のせいり弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保が不可欠である。特に、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業の若い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持つ農業に取り組むことができるようにするために、引退後の老後生活に安心を持てるよう、国民年金の上乗せとして農業者年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者年金を指置し、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者の確保を図ることを目的とする。</p> <p>農業者年金制度は、このような農業の若い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持つ農業に取り組むことができるようになるために、引退後の老後生活に安心を持てるよう、農業者年金の上乗せとして農業者年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者の確保を図ることを目的とする。</p> <p>基金は、この目的を果たし、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等、農業者年金業務の適正かつ効率的な実施を図ることも、農業者年金制度の運営に取り組み、中期目標を達成することとする。</p> <p>このため、農業者年金の実施主体である独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）においては、上記の農業者年金制度の趣旨と目的を踏まえ、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等の農業者年金業務に取り組み、意欲ある若い農業者等の確保に向けて、業務受託機関と一体となって農業者年金制度の普及推進に取り組み、中期目標を達成することとする。</p>	<p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のせいり弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保が不可欠であり、若い農業者等の確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のせいり弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保が不可欠である。特に、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業の若い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持つ農業に取り組むことができるようにするために、引退後の老後生活に安心を持てるよう、国民年金の上乗せとして農業者年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者年金を指置し、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者の確保を図ることを目的とする。</p> <p>農業者年金制度は、このような農業の若い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持つ農業に取り組むことができるようになるために、引退後の老後生活に安心を持てるよう、農業者年金の上乗せとして農業者年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者の確保を図ることを目的とする。</p> <p>基金は、この目的を果たし、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等、農業者年金業務の適正かつ効率的な実施を図ることも、農業者年金制度の運営に取り組み、中期目標を達成することとする。</p> <p>このため、農業者年金の実施主体である独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）においては、上記の農業者年金制度の趣旨と目的を踏まえ、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等の農業者年金業務に取り組み、意欲ある若い農業者等の確保に向けて、業務受託機関と一体となって農業者年金制度の普及推進に努め、以下に掲げる中期目標を達成するものとする。</p>	<p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のせいり弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保が不可欠であり、若い農業者等の確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のせいり弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保が不可欠である。特に、我が国農業の生産力を維持・向上させるには、若い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者の増加等による確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業の若い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持つ農業に取り組むことができるようにするために、引退後の老後生活に安心を持てるよう、国民年金の上乗せとして農業者年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者年金を指置し、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者の確保を図ることを目的とする。</p> <p>農業者年金制度は、このような農業の若い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持つ農業に取り組むことができるようになるために、引退後の老後生活に安心を持てるよう、農業者年金の上乗せとして農業者年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることも、農業者の確保を図ることを目的とする。</p> <p>基金は、この目的を果たし、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等、農業者年金業務の適正かつ効率的な実施を図ることも、農業者年金制度の運営に取り組み、中期目標を達成することとする。</p> <p>このため、農業者年金の実施主体である独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）においては、上記の農業者年金制度の趣旨と目的を踏まえ、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等の農業者年金業務に取り組み、意欲ある若い農業者等の確保に向けて、業務受託機関と一体となって農業者年金制度の普及推進に努め、以下に掲げる中期目標を達成するものとする。</p>

第1 中期目標の期間
基金の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

	第1 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化による経費の抑制等
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	(1) 業務の見直し及び効率化を進め、中期目標（人件費を除く。）に對する人件費削減率を3%以上とする。 (2) 人事費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係るシステム開発、年金記録管理システムの更新及び情報セキュリティ対策に伴う経費を除き、今期中期計画期間中に少なくとも平均で対前年度比3%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよう29年度の一般管理費を管理します。 また、事業費（業務委託費）については、今期中期計画期間中に少なくとも平均で対前年度比1%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよう29年度の事業費を管理します。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行います。
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。	(1) 人件費の削減等 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応します。
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	(1) 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(2) 人件費の削減等 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応します。
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	(1) 業務の見直し及び効率化を進め、中期目標（人件費を除く。）に對する人件費削減率を3%以上とする。 (2) 人事費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(3) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化の観点から、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行いうなど、平成29年度の対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別指數）に基づく年俸階層ラスペイレス指数（法人基準年俸階層ラスペイレス指數）について100を上回らないものとします。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表します。
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	(1) 業務の見直し及び効率化を進め、中期目標（人件費を除く。）に對する人件費削減率を3%以上とする。 (2) 人事費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(4) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、契約については、契約として一般競争入札等（競争入札及び企画競争）によるものとし、次によりその適正化を推進します。 ① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争のない随意契約は含まれない。以下同じ。によるものとし、

		<p>一般的競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保されることは含まない。以下同じ。）によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合には、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となつた契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。</p> <p>また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p>
		<p>① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>
2	業務運営の効率化	<p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、事務書類の簡素化を図る。</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）等により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p>
2	業務運営の効率化	<p>事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。</p> <p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の向上を図るものとする。</p>
		<p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、加入者や業務受託機関からの要望や前年度の検証結果等を踏まえ、事務書類について必要に応じて見直します。</p> <p>(2) 農業者年金記録管理システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図るために、農業者年金記録管理システムの利用を促進する。 このため、年度始める基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、都道府県主催のシステム操作研修会で利用上のメリットを説明するなどして、アクセス件数が現行システムに移行してからの過去3年間の平均を上回るようにします。</p> <p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等 現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>

3 組織運営の合理化

3 組織運営の合理化

		(1) 基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦亮渡による貸付金償還の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中ににおける法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施する。	(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、年金制度の年金給付業務等について受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。	(1) 常勤職員数については、中期目標期初の75人から74人とし、業務量を踏まえつつ引き続き適正な配置を行います。
		(2) 能力・実績主義の活用及び職員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。	(1) 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績反映させる。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価の実施を徹底し、その者の勤務成績に反映させる。	(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績反映させ決定します。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価を実施し、その者の勤務成績を反映させ決定します。
		4 委託業務の効率的・効果的実施	4 委託業務の効率的・効果的実施	4 委託業務の効率的・効果的実施
		業務受託機関に対する業務委託費について、平成25年度から全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、委託業務の効率化・効果的実施に取り組む。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その活動状況を把握する。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関から実績報告書の提出を受け、その実施状況を的確に把握します。
		(1) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の見直し・拡大 ① 加入推進活動に係る業務委託費については、第3の3（1）に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起するため、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とした。 ② 新規加入者割合数料について、平成25年度から、20歳から39歳までの者が加入した場合とそれ以外の者が加入了場合とで格差を設定する。	(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 市町村段階の業務受託機関に配分する加入推進活動に係る業務委託費については、第2の3（1）に掲げる目標の達成に向け、平成25年度から、固定的な配分方法を見直し、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法を見直す。 また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入了場合と、それ以外の農業者が加入了の場合とで格差を設定する。	(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の見直し 市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、加入推進活動を活性化させるインセンティブの拡大のため、加入活動実績に応じた配分方法を見直す等の見直しを行います。
		(2) 業務委託費の配分基準の統一化等 業務委託費の清算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。	(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 業務受託機関の業務委託費等を踏まえ、平成25年度から、業務委託費の清算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している配分方法について統一化や配分基準の細分化を図るなど、業務受託機関の業務量を踏まえた見直しを行う。	(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、経営移譲年金・特例付加年金裁定時の指導その他の委託業務に応じた配分基準により配分を行います。

職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。

(1) 農業者年金基金職員
基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。
また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を利用する。

(2) 農業者年金基金職員
基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施します。
年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。
なお、研修終了後に理解度テストを実施します。
また、他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。

(2) 業務受託機関担当者
業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。
① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

(2) 業務受託機関担当者

農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。
また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。
なお、研修終了後に理解度テストを実施します。
また、他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。

(1) 農業者年金基金職員
基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。
年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。
なお、研修終了後に理解度テストを実施します。

（2）農業者年金基金職員
農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。
年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。

（2）農業者年金基金職員
農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。
年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。

（3）農業者年金基金職員
農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。
年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。

（3）農業者年金基金職員
農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。

務手続きを変更した経営移譲年金関係の業務については、市町村段階の業務受託機関で適切に処理できるよう、①の業務研修会における工夫に加えて、都道府県段階の業務受託機関の担当者が新任者である都道府県を中心に、市町村段階業務受託機関向け研修会にも基金職員を派遣し、引き続き事務処理の適正な実施の徹底を図ります。

6 内部統制の充実・強化等	6 内部統制の充実・強化	(1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。 (2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「独立行政法人農業者年金基金の内部統制」という。)を策定する。	(1) 「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)に基づき、前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえ、内部統制の充実・強化に取り組みます。 (2) 理事長は、内部統制基盤方針に基づき、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」により、役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を指示し、その周知を図ります。 また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び平成28年度計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行います。 (3) 内部統制基盤方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。 ① コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るために、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。 ② リスク管理の徹底 平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。 また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制（リスク管理委員会）を整備する。	(1) 内部統制基盤方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。 ① コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るために、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。 ② リスク管理の徹底 外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理委員会を開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底します。 ③ 内部監査の実施 業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。
---------------	--------------	---	---	---

<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映</p> <p>加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求める。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映</p> <p>9月に業務の運営状況及び平成28年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成30年度計画等について意見を聞く運営評議会を開催します。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表します。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対する考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>① 每年度240程度の業務受託機関に対し考査指導を計画的に実施する。また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選定する。</p> <p>② 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等の考査指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対する考査指導については、考査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正かつ効率的に行われるよう、以下の取組を実施します。</p> <p>① 考査指導を実施する業務受託機関は、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、200機関程度を選定し、12月までに考査指導を行います。</p> <p>考査指導においては、業務受託機関における通知等に即した事務処理の実施状況等を確認し、確認結果を踏まえて必要な指導を行います。</p> <p>② 前年度の考査指導により把握した事例や会計検査院の指摘事項のほか、注意すべき課題等の考査指導の結果について、年度当初の担当者会議で説明し、研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図ります。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策</p> <p>① 平成28年度に制定した「農業者年金基金情報セキュリティポリシー(仮称)」に基づく取組状況について確認を行うとともに、政府機関統一基準群等が改正になった場合には、これ参考に、見直しを行います。</p> <p>また、CSIRTの適切な運用、標的型訓練の実施、セキュリティ研修などを実施します。</p> <p>② 農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供について迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況等を報告します。</p> <p>また、業務受託機関での事案を含むシステム及び個人情報に關し事故・障害等が発生した場合、農林水産省までの報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>1 農業者年金事業</p>
<p>(2) 業務受託機関における事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対する考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度（業務受託機関の約1割）の業務受託機関に対し計画的に実施する。</p> <p>また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を選先する。</p> <p>さらに、考査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透に努める。</p>	<p>(2) 業務受託機関における事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対する考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度（業務受託機関の約1割）の業務受託機関に対し計画的に実施する。</p> <p>また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を選先する。</p> <p>さらに、考査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透に努める。</p>	<p>(3) 情報セキュリティ対策に配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。</p> <p>① 政府機関統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティの確保に関する規程の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p> <p>② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を行いう。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>

<p>(1) 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行なうとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。</p>	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な農業者年金の給付を行うため、農業者年金被保険者年金の被保険者記録と整合するため、必要な申出書等の提出を遅滞なく行なうよう働きかける。</p> <p>(2) 年金裁定請求の勧奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行なうよう働きかけます。</p> <p>(3) 手続の迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p> <p>(3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化 加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からこの新たな農業者年金記録システムの運用開始にあつては30日で、年金裁定請求にあつては60日になるよう見直しが行われるなどにも、標準処理期間内であつても各申出書等はできるだけ速やかに処理する。 また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。</p>	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な農業者年金の給付を行うため、農業者年金被保険者の突合を年2回（4月と10月）行います。 また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行なうよう働きかけます。</p> <p>(2) 年金裁定請求の勧奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行なう等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。</p> <p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理を迅速に行なうとともに、申出書等の処理状況の調査を毎年2回（8月及び2月）行い、その結果を翌月（9月及び3月）に公表します。 また、期間内に処理できなかつたものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるよう努めます。</p> <p>(3) 申出書等の標準処理期間（加入申込みは30日、年金裁定請求は60日） ② 標準処理期間（加入申込みは30日、年金裁定請求は60日）に合わせ迅速な処理を行ないます。</p> <p>③ 不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行なうとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導し、申出書等の返戻率を10%（前期中期計画5ヶ月年の平均）より下げます。</p> <p>平成26年度 （新システム運用開始後） ・加入申出書 60日以内 ・年金裁定請求書 90日以内</p> <p>平成26年度以降 （新システム運用開始後） ・加入申出書 30日以内 ・年金裁定請求書 60日以内</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>
--	---	--	---

<p>(1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的に行います。</p> <p>(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p>	<p>(1) 年金資産の運用については、法令の規定により定める「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的に行います。</p> <p>(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p>
<p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 最近の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>(3) 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月制定）に基づくスチュワードシップ活動を実施し、実施状況をホームページで公表します。</p>
<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公表します。また、加入者に対し、6月末日までに平成28年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>(5) 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月制定）に基づくスチュワードシップ活動を実施し、実施状況をホームページで公表します。</p>
<p>(6) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るために、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表する。</p>	<p>(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るために、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表します。</p>	<p>(6) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るために、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表します。</p>
<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p>	<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p>	<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p>
<p>(2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るために、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表する。</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図ることとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。 加入推進の目標を着実に達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けた措置を実施する。 なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった場合には、当該センサスの数値を用いることとする。</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定 20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を29年度末までに20%に拡大する目標の達成に向け、20%と28年度末の同割合の差に相当するポイント増加を目指します。そのため、都道府県別の目標を設定して下記の加入推進等に取り組みます。</p>
<p>(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施 ① 上記(1)の加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>	<p>(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施 ① 上記(1)の目標達成に向け、業務受託機関が加入推進に</p>	<p>(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施 ① 上記(1)の加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>

<p>② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参 加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な効果的・効率的な加入推進活動を実施する。</p>	<p>り組むに当たつての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動を実施する。</p>	<p>（3）これらの取組について、毎年度、効果的な加入推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。</p>	<p>（3）加入推進の取組の効果検証 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関による、政策支援の仕組み等制度の活動実績把握、加入推進の優良事例の調査等により、必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証します。検証の結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行います。</p>	<p>（4）加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進 ① 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員（加入推進部長）や女性農業委員、農地利用最適化推進委員、農業組織委員会事務局及び農業協同組合の役職員、認定農業者組織の役員等を対象とする加入推進研修会を開催し、政策支援等の制度の内容についての理解の増進を図るとともに、意見交換等を通じ加入推進活動の活発化を図ります。 ② 農業者年金制度の仕組みの解説、効果的な加入推進活動の事例等を掲載した研修用テキストの見直しを行い、①の加入推進研修会等において活用します。</p>	<p>（5）特別重点都道府県等における特別活動の実施 ① 加入推進の目標に対する都道府県間の達成状況の格差の縮小に向け、平成28年度の目標達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県として指定し、当該都道府県の重点市町村等における巡回意見交換会、講師の派遣等の特別活動を実施します。この他の重点都道府県よりも強化した特別活動を実施します。こうした取組により、重点都道府県の新規加入実績の前年度比を他の地域の平均以上とすることをを目指します。</p>	<p>（6）ホームページ等による制度の内容、情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレット等を用意し、政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営者等に特化したリーフレットをホームページ等で分かりやすく発信する。</p>
<p>（3）加入推進活動の実施に当たつては、活動の活潑でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>（3）加入推進活動の実施に当たつては、活動の活潑でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>（4）特別重点都道府県における特別活動の実施 都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>（4）特別重点都道府県における特別活動の実施 都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>（5）本ホームページ等による情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業や業務受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、新規加入の状況等必要とされる情報のリーフレット等を用意し、定期的・迅速に提供する。</p>	<p>（4）国民の理解が得られるよう、情報へのアセサースの容易化、分かりやすい説明等に努めることも、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報リーフレット、ホームページ等で分かりやすく発信する。</p>	<p>（5）本ホームページ等による情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業や業務受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、新規加入の状況等必要とされる情報のリーフレット等を用意し、定期的・迅速に提供する。</p>

トを作成するとともに、新規加入の状況、青年リーダーの声、加入者・受給者の声等必要な情報をホームページで発信します。

- ② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供する。
- ③ 平成27年度に会計検査院から受けた指摘を踏まえて適切な経営移譲年金の支給を確保するため、待期者及び受給権者に対し、わかりやすいパンフレットの提供、現況届・支給停止事由該当届提出等の適切な手続きに係る情報の提供を行います。

第4 財務内容の改善に関する事項	<p>1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権に付する金権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。</p> <p>2 每年の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行いうものとする。</p>	第3 財務内容の改善に関する事項	<p>1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に対する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。</p> <p>2 每年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定期に基づき厳格に行う。</p>	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	別紙	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	別紙
第5 短期借入金の限度額		第5 短期借入金の限度額		第5 短期借入金の限度額		第5 短期借入金の限度額	
1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。	2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関する場合にかかる短期借入金の限度額は、924億円とします。	1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。	2 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関する場合にかかる短期借入金の限度額は、924億円とします。	1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。	2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。	2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。
第5 その他業務運営に関する重要事項							

<p>独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的、知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。</p> <p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 75人 期末の常勤職員数の見込み 74人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,148百万円</p>	<p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的、知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。</p> <p>(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を74人とします。 (参考) 人件費総額見込み 652百万円</p> <p>2 積立金の処分に関する事項</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費も） (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p>
--	---	--	--